9

月

21

日

(土)

午後

ィングによる活

業部キュ る方、 会社 CAMPFIRE (定員) (講師) 三動を: 一遠藤寛之氏 一 遠藤寛之氏 始めたい方 またはこれ 民活動 \Box か 力 6 (株式 ル 市 民 事

(対象)

市

を

し

7

11

スで、

輝

き市民

ポ

セ ク 前

助 ▲雨水浸透ますのイメージ

6 0

れ 0

m²

未満

 \mathcal{O}

建て 1

9

6

やこれ

から

0)

自分を

考え、

・ます。 ンター

皆さんに、

これまでの自

分

配

布

敷地に 全域で

た、 0 象

戸 事は

対

市

内

で

時

から

電話

または

ファ (日)

タ

7

6

6

場所

輝

き

市

民

サ

ポ

]

申込

み

8

月

18

日

午

雨水

さの

で、

早

8

に

申

請

てくだ

ンタ

助成し 水浸透ます設 ます 551 0

成をします。 成をします。 の施設「雨の施設」 雨 出当(上限 間設置 なお、 数に限度 助 成に があ つ 11 ては り ぼす

(上限

40

万 H

0

合住

宅※工

指定下 て住宅や集

市

住宅の

屋

根に

た では、

雨水を地中に

浸透さ

工 問 事 下 合 店 水 が行 せ 道 ル 道 ま 路 プ 下 否 水 渞

0

は

高齢者

اد ح マイエン 自 分ら を配布しています し 生 グ の た 1 め h

ため 整理 窓 市 して、 役所1 \mathcal{O} また地 伝えて 階9番介護 トです。 包括支援 Vì 福

(対象) 福祉係公 【問合せ】 9 市 551 内 護 在 福祉 住で 課 65 高 歳

方のためにこれ 資金調達の手法を学びます。 日時 ファンデ が \ 4 動を行うためのクラウド

継

的

な めた

市

民

から 続

始

ディング」 思いがあっても、 あります。 がなく実現できな 実施したい活動や 市 民 これ 活 動 数をして、 いる 、伝えた いこと 活 方 11

環境マネザメントシステム IF-eJ 令和元年度目

市では、地域全体の環境保全の責任者として率先 して環境配慮に取り組むべく、環境マネジメントシ ステム「F-e」を運用し、職員一同、目標の達成に向 けて取り組んでいます。

令和元年度の目標が決定しましたのでお知らせし ます。取り組みの推進のため、市民・事業者等、皆 さんのご理解、ご協力をよろしくお願いします。

【問合せ】環境課環境係☎ 551・1718

▼令和元年度目標(エネルギー・資源の削減に関する項目)

項目		単位	目標値
市有施設における	電気	千kWh	7, 208
エネルギー使用量	都市ガス、LPG、	kℓ	707. 5
削減	A 重油、軽油	(原油換算)	707.5
自動車利用によるエネルギー使用 量削減 (ガソリン・軽油・天然ガス)		kℓ (原油換算)	32. 5
市有施設における可燃系廃棄物発生	可燃系事業廃 棄物(重さ)	kg	41, 765
抑制	可燃系一般廃 棄物 (40 ℓ 袋)	袋	2, 100
再生紙の使用量削減		千枚(A4 換算)	5, 274
市有施設における水道水の使用量 削減		m³	89, 092

ファン 動資

S

学ぼうクラウドフ

「〜継続的な活動

の

市民活動支援講座

敬老金・敬老記念品について

市では、対象の年齢になられた高齢者の方のご長寿を祝い、 敬老金・敬老記念品(商品券)を贈呈します。

対象者・贈呈額・贈呈方法は以下の通りです。

【対象者および贈呈額】

〈敬老金〉別表1のとおり

〈敬老記念品〉<u>別表 2</u> のとおり

【贈呈方法】

〈敬老金〉9月6日魵から、民生委員がご自宅へお届けします。 **〈敬老記念品〉**9月6日崯から、シルバー人材センターがご自宅 へお届けします。

※敬老金または敬老記念品をお渡しする際には受領印をいただ きます。また、お渡しできなかった場合、10月3日休以降、市 役所1階9番介護福祉課高齢福祉係窓口でお渡しします。

※ 100 歳以上の方は、市長がご自宅を訪問します。

▼敬老記念品の商品券の有効期限をご確認ください

平成19年11月1日以降に福生商品券協同組合で発行してい る「福生市共通商品券」の有効期限は、発行日から3年間です。 敬老記念品として配付したお手元の商品券をご確認いただき、 期限内にご利用ください。

【問合せ】介護福祉課高齢福祉係☎ 551・1751

別表 1 敬老金の対象者

令和元年9月1日現在福生市に住所を有する方で次の生年 月日の方

年齢	金額	令和元年度対象者の生年月日
77 歳	5,000円	昭和16年9月2日~昭和17年9月1日
88 歳	10,000円	昭和5年9月2日~昭和6年9月1日
99 歳	15,000円	大正8年9月2日~大正9年9月1日
100 歳	20,000円	大正7年9月2日~大正8年9月1日
7.5.1		

別表2 敬老記念品(商品券)の対象者

令和元年9月1日現在福生市に住所を有する方で次の生年 月日の方

年齢	金額	令和元年度対象者の生年月日
80 歳	10,000円	昭和13年9月2日~昭和14年9月1日
85 歳	12,000円	昭和8年9月2日~昭和9年9月1日
90 歳	15,000円	昭和3年9月2日~昭和4年9月1日
95 歳	17,000円	大正12年9月2日~大正13年9月1日
100 歳以上	20,000円	大正8年9月1日以前に生まれた方

障害等に関する 手当について

①心身障害者福祉手当

【対象】身体障害者手帳1~4級、愛の手帳 の所持者、脳性まひ、進行性筋萎縮症の方 【支給制限】65 歳以上で新規手帳取得者、 施設入所者、保護者が児童育成手当(障害 手当)受給者、所得制限超過者等は支給さ れません。

【支給月】4月、8月、12月(年3回)

②重度心身障害者手当

【対象】重度の知的障害者、上・下肢に重度 の機能障害のある方、重度の知的障害と身 体障害のある方

【支給制限】65 歳以上で新規手帳取得者、 施設入所者、3か月超の入院をしている方、 所得制限超過者等は支給されません。

【支給月】毎月

③障害児福祉手当

【対象】20歳未満で心身に著しい障害があり、 常時介護が必要と認められた方

【支給制限】施設入所者、障害年金受給者、 所得制限超過者等は支給されません。

【支給月】2月、5月、8月、11月(年4回) ④特別障害者手当

【対象】20歳以上で心身に著しい障害があり、

常時特別な介護が必要と認められた方

【支給制限】施設入所者、3か月超の入院を している方、所得制限超過者等は支給され ません。

【支給月】2月、5月、8月、11月(年4回) ⑤特殊疾病患者福祉手当

【対象】東京都の難病医療費助成制度対象 疾病にり患している方、小児慢性疾患医療 費助成対象者で難病医療費助成制度と共通 の疾病にり患している方

【支給制限】施設入所者、心身障害者福祉 手当受給者、保護者が児童育成手当(障害 手当)受給者等は、支給されません。

【支給月】4月、8月、12月(年3回)

▼所得制限基準額表

扶養親族 の数	本人	配偶者および 扶養義務者
0人	3,604,000 円	6,287,000 円
1人	3,984,000 円	6,536,000 円
2人	4,364,000 円	6,749,000 円
3人	4,744,000 円	6,962,000 円
4人	5,124,000 円	7,175,000 円
5 /	5 504 000 円	7 388 000 円

※心身障害者福祉手当および重度心身障害 者手当は申請者(20歳未満の場合は保護者) の所得が「本人」欄の所得制限を超えてい る場合、障害児福祉手当および特別障害者 手当は「本人」および「配偶者および扶養 義務者」欄のいずれかの所得制限を超えて いる場合は支給されません。

⑥原子爆弾被爆者見舞金

【対象】被爆者健康手帳をお持ちの方(毎年 申請が必要です)

【支給月】8月

〈①~⑥共通〉【問合せ】障害福祉課☎ 551・ 1742

⑦児童育成手当(障害手当)

【対象】次のいずれかに該当する 20 歳未満 の児童を扶養している方

①身体障害者手帳 1・2 級程度②愛の手帳 1 ~3度程度③脳性まひまたは進行性筋萎縮 症の方

【支給月】2月、6月、10月(年3回)

⑧特別児童扶養手当

【対象】次のいずれかに該当する20歳未満 の児童を扶養している方

①身体障害者手帳1~3級程度②愛の手帳 1~3度程度③日常生活に著しい制限を受け る状態の疾病・精神障害

【支給月】4月、8月、11月(年3回)

〈⑦・⑧共通〉【問合せ】子ども育成課子育 て支援係 551・1737

※障害児福祉手当、特別障害者手当、特別 児童扶養手当は金額が変更となる場合があ ります。